

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視察地	愛媛県 西条市		
調査事項	業務継続計画（BCP）及び防災訓練について		
視察年月日	令和6年1月31日（水）		
視察内容	目的：令和3年2月に旭川市議会BCPが策定され、令和6年には議会として初めての防災訓練が行われる予定のため、他都市の状況を知りたく3市の視察に行っていました。 ・1市目の西条市（愛媛県）は人口10万5千人の市ですが、半導体の工場が有り、近年移住者が多く、移住政策が注目されているそうです。 BCP策定の背景と経緯・防災訓練等について 市の合併前に台風の大きな被害あり、商店街は膝まで水があふれ、半地下に止めていた車はハンドルまで水に浸水される被害があったとの事。今後、地震災害については南海トラフ巨大地震があった場合、津波による被害は死者3千人以上、負傷者5千人以上の被害が想定されており、また議会改革度ランキングが813市中810位と全国的にみて低いことが議会で問題視され、優先順位を決めて取り組むべきではないかと議論されて、議会又は議員の役割などを検討する必要性があることから、平成26年に議会活性化特別委員会を設置。平成28年に議会基本条例を制定。平成29年に災害時対応指針策定。そして平成31年にBCPを策定され、避難訓練も始めたというスピード感のある経過を伺いました。 なぜこのようなスピード感ある対応ができたのか伺うと議会事務局がBCPの策定に中心的だったためスムーズにいったそうです。今では愛媛県11市のすべてがBCPを制定されていました。 議場には各議員の机の下と控え室に個人のヘルメットが常備されており、議員の防災訓練も平成31年から毎年実施（令和元年のみ新型コロナウイルス感染症で中止）しており意識の高さを感じました。例えば本会議中に震度6弱の地震が発災と想定した避難訓練では、若手議員が年配議員・女性議員を誘導。ただ議場のメイン出口に人が集まったためドアを観音開きにしようとした際金具が壊れたり、ヘルメットの顎ひもを調節する方がいたり、椅子が固定式のため机の下に入れないなどの不都合が判明したそうです。 タブレットを導入してからは、端末を活用した議員の安否状況の確認及び災害の情報収集訓練を実施されていました。議会事務局よりサイボウズ office のメッセージ機能を用いて全議員に送信され、議員は安否状況を返信するという訓練内容もあり「災害情報収集連絡票」に必要事項を記入し、端末で撮影することで細かく把握ができる方法を取られていました。しかし、手順書を配布タブレットに送信しても「災害情報収集連絡票」画像の転送が難しいなどの意見があり操作に諦めた議員もいたそうです。また回答できなかった議員へ		

の説明など検証も行ったそうです。

火災発生時の避難訓練では煙が充満した部屋の中を安全に避難する訓練も行っていました。小型の煙発生装置を使うとすぐに充満して視界不良で実際の動画を見ましたが回りが全く見えませんでした。また建物の気密性が高いので一酸化炭素が充満して生命が危険であり、訓練は実践的にやる必要があります階段やエレベーターが使えない時などシューターで脱出する訓練は必要とのことでした。6階からシューターを使い脱出する訓練内容も実際の映像を見せていただきましたが、日頃の訓練がなければ咄嗟には脱出できないことを再認識しました。

避難訓練の費用は、事務局と消防によるため経費はゼロ予算でした。消防によるシューターの点検時に訓練すると費用は掛からないと聞きました。また、様々な訓練を4年で一巡するように考えられており、議会の改選期があっても災害対応できることに驚きました。

そして西条市議会として作業服と長靴は支給貸与されていました（行政側と同様のもの）。

会議システムについて、旭川市はLINE使用を提起しているが西条市はWEBEXを使っていました。ただ、タブレット端末の使用に、もし通信障害があった場合の対策はできていないことがわかりました。またサイボウズは複雑なところもあるので将来的にLINEも視野にズームで使えるようにしたいとのことでした。

議長と事務局はいつごろから訓練を想定しているのか、また実施する時期とその根拠について何うと、担当事務局職員が過去の取り組みも含めまず案を考え、事務局の中で協議。その後議長へ口頭で相談し議会へ報告。訓練する時期は10～12月と決めて、夏ごろから事務局で調整されているそうです。西条市ではBCPの実効性を高めることが重要と考えており、議会基本条例の中に、市長と議会が災害対応をしなければならないと定めています。ところが旭川市の議会基本条例には災害対応が明記されていません。ここが旭川市との大きな違いと感じました。議会基本条例に災害の規定を定める意義についてですが、近い将来に地震が起こりえることから、いざというときにできることを増やしていく訓練を進めるために条例に定められたと伺いました。でも、指針を定めたそれだけでは人は動けないためBCPを策定されたと聞きましたが、すぐ避難訓練をされていることから危機管理の意識が高いと思いました。旭川市においても地震発災、火災発生時などを想定した際の議会の対応を含めタブレットを使用した各自の安否確認、シューターの避難訓練は必要であると強く思いました。何より新庁舎にはシューターが設置されていないため至急設置の要望をすべきと考えます。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視察地	熊本県 玉名市		
調査事項	「議会BCP及び防災訓練の内容等について」		
視察年月日	令和6年2月1日 (木)		
視察内容	<u>BCP策定の背景と経緯・防災訓練等について</u> 玉名市は、平成17年1市3町で合併。人口67,000人。平成23年に新玉名駅に九州新幹線が開通され、平成27年新庁舎を1万㎡、40億で建設されていました。 平成28年4月14日、震度7の熊本地震が発災。28時間以内に震度7を観測したのは、我が国の観測史上初めてという大地震でした。玉名市でも震度6弱を2回観測。それまでの災害履歴は、あまり災害のない平地の玉名市ですが、熊本地震の震源地より40～50Km離れていても地震6弱が2回、震度4以上を観測した回数は4日間で18回。被害状況は全壊54棟、大規模半壊37棟、半壊155棟、一部半壊1,644棟の被害で、実は職員も初めての経験で、実際てんやわんやだったそうです。その経験を踏まえ、議会、議員が何をすべきかを検討し、平成29年、議会基本条例と玉名市議会災害対応基本計画BCPを並行して制定されていました。西条市と同様に議会基本条例の中で「議会の災害への対応」が明記されていました。タブレットは令和3年8月に導入済みでした。議会基本条例策定の際は特別委員会が設置され、参考された市として、大津市・四日市市・芽室町の2市1町。議会基本条例は第59条までありました。その内、第55条～第58条までが議会の災害への対応が記載されています。 BCPの策定の際は大分市を参考にされていました。玉名市議会災害時対策会議を設置し、議長、副議長、各委員会の委員長など7名が集まる「運営会議」の組織を作り、さらに各地区の隊長と担当議員を配置する地区組織を結成するなどの特色がありました。これらの組織が被害などの情報を提供しますが、議会事務局長が市の災害対策会議に参加して、その後7名の運営会議に提出し、全議員が集まるのか、書面化してタブレットで連絡するかなどの方法を検討し発信していました。6年間で2回の運営会議を実施したそうですが全員招集はなく、議員も被害報告はタブレットで配信したそうです。 災害発生時はとにかく市の職員の手を煩わせないように、議会事務局長が市側と情報共有して議会へ報告する仕組みでした。この仕組みにも驚きましたが、議会事務局の職員も被災場所へ行って現場把握の行動をとられていることにもまた驚きました。災害時の議会・議会事務局の行動の流れが図式化されており、とても分かりやすい内容で誰が何をすべきかが分かる図でした。また本庁舎の議場が使用できない場合の代替施設も明記されていました。 地域の情報の的確な収集に関しては、議会事務局が市と議員の窓口となって「玉名市議		

(様式)

会議員・情報収集連絡票」というのが定められているので、データまたは紙媒体等で事務局へ送るようになっていきます。これまで、防災訓練は3回実施しており、市の防災訓練に沿った内容や大雨警報を想定した訓練は1日3回実施されたそうです。また、震度6弱を想定してオンラインの練習も訓練として実施していました。

各議員の動きとして、地区割5地区に分けて、その地区の隊長は年長の議員とのこと。地元の情報を事務局に伝えるための配置換え人数は関係なく、被害を吸い上げるのが議員の仕事とはっきり言われていました。地元の議員が動くのがベースですが、近隣の議員が協力体制を組んで地区割をしているようです。では、その一方で事務局の負担も相当あると思うところですが、それ以上に執行部も大変なため、負担をかけないために事務局の仕事としているそうです。地元の自治会長や民生委員からの声は執行部に来自ることから、議会は議会事務局で対応し、行政側の執行部の動きを阻害しないようにすることが常に念頭にあるように感じました。それにしても、ここまで議会事務局が災害時の対応や避難訓練など積極的に動かれていることは先の西条市より多く、旭川市がこのようにできるだろうかと感じました。また、玉名市は市と同じ防災服のみ支給されていました。また防災訓練の経費は、3回ともゼロ予算でした。災害はいつ起こるかわからないため、組織体制の訓練は3月と6月の定例会に議員に通達報告をしているのでいつも実施しているそうです。定例会の終わったあとで年2回は練習・訓練をした方が良いと言われました。今後の旭川市議会の訓練時期の参考になりました。

今後の課題は通信障害があった場合とBCPに定めている携帯ハンドブックが未完成ということでした。熊本地震の発災の時、安否確認について対応できなかったことを反省として、事務局としてできる限りのことをしていると聞きし、慎重かつ迅速に対応できるように心構えと教訓を教えて頂きました。旭川市においても普段から議員一人一人が持ちやすいようにBCPの携帯ハンドブックはあった方が良くと思いました。今後は、避難訓練を実施しながら、議会基本条例およびBCPの見直し等が必要になる時期が来ると感じました。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視察地	神奈川県 横須賀市		
調査事項	横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）について		
視察年月日	令和6年2月2日（金）		
視察内容	<u>BCP策定の背景と経緯・防災訓練等について</u> 熊本地震発災の半月後に、議長より議会運営委員会においてBCPの策定の提案があり、地震発災の1か月後に7会派8名の議員で構成された「災害時における議会の在り方検討会」を設置し、執行部の災害対策との整合性や議会・議員・議会局（議会事務局）の役割や議会基本条例の改正などを検討されていました。他都市の状況を調べると、先に視察した西条市や玉名市のように①議会基本条例で規定する市②市の防災会議条例で規定する市の2パターンがあることがわかり、旭川市は②のタイプですが横須賀市は、市の危機管理課長から説明を聴取したうえで委員間協議した結果①の議会基本条例で規定・策定すると決めていました。 今回視察させていただいた3市（西条市・玉名市・横須賀市）とも、災害時における議会のあり方を議会基本条例で規定されているということがわかりました。横須賀市は、あわせてBCPも策定することが決まり、関東学院大学法学部教授からも意見を徴収したそうです。 具体的に検討会で決めた方向性の助言を求めたところ、初めは教授より、よくわからない、書きぶりが違う、伝わらないなど言われ、パートナーシップに基づいて文言を検討することにし、さらに当時の学長が災害専門のため、貴重な意見を頂き、都市防災の専門の学識から論点が決まり文言の知見をいただいたそうです。最終的に教授やBCPの専門的な意見をお持ちの学長の意見を盛り込んだBCPが策定できたそうです。驚いたのは、学識者の意見をいただいたBCPにも関わらず、令和6年1月1日の能登半島地震の発災を受け現状で足りていると思っていないため見直しが必要と聞いたことです。横須賀市のBCPが他と違うところは3号配備という震度6強以上、大雨等による大規模災害、原子力災害の発生があった場合の定義が盛り込まれていることでした。3号配備の時は全職員・全職種が移動し対応するそうです。また、議会独自の災害対策組織である「災害対策会議」を設置することも盛り込まれ、議決以外のものは対策会議に一元化し、それぞれの役割を災害発生時（発災から3日）・応急活動期（4日～10日）・復旧活動期（11日以降）と細かく、議会及び議員の活動を明確に定めていました。議員の安否確認も市議会グループウェア（LINEWORKS）を活用し議員からの情報提供もグループラインで行います。この機能を使い38人の議員全員からの安否について10分以内に約9割の議員から回答がありました。防災訓練の実施は、平成29年度以降、毎年1回、計7回実施されて		

(様式)

いました。防災訓練の内容は、その都度企画し実施していたところ、令和５年度からは今後４年間の実施計画をたてて行うように見直しされ、安否確認とAED訓練を基本に１，３年目はこれまでやってきたことを実施。２年目は、本会議を中止・停止して対策本部へ移行。４年目は委員会を中止して訓練するなど工夫されていました。普段から使っているグループラインLINEWORKSを使用するため安否の回答は早いと思いました。またアンケート機能もあるので議会局の手を煩わせず改善点など収集しやすそうでした。さらに、地域の被害状況もアプリの中にすぐ入力できるそうで、例えば交差点で道路陥没などの写真を入力して執行部に伝わるとのことでした。安否確認は必須で地域情報は任意でしたが、グループウェアが標準装備で自動生成されるため事務局の手間は一切かからないそうです。また本部からの情報共有もできるため、シンプルでわかりやすく使いやすいと思いました。

防災訓練で注意しているポイントとして、必ず災害対策会議を通すこと。

議員は直接、市本部へ問い合わせをしない、市本部は直接、議員に情報を流さないということでした。これは「お約束」として徹底されていると感じました。災害時は情報が錯綜し、振り回されないためにも伝達方法の徹底は大事なことだと思います。現時点では議会BCPが発動されるという相当深刻な災害はなく、また、防災訓練の経費はゼロ予算でした。さらに改選期はヘルメットと防災服は支給しているため防災費としての費用もなしと伺いました。

議会基本条例の（災害時の対応）第８条２項「大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める」とあるおかげでBCPが行いやすいと言われていました。

発災しているときに、安否確認と同時に身の回りの状況も聞き、議会に参集できるかどうか、また地域の情報を市の情報を共有することに徹底している内容であると感じます。

一番の悩みは、市民にいかに関心を持ってもらうかであり、広報誌・議会だより等で周知を図ると言われていました。旭川市においても、議会・議員がいざという時に、迅速に災害対応できるように防災訓練を定期的に行う必要があること、個別的な行動ではなく議会全体で共通認識を持って市の執行部の手を煩わせない仕組みづくりの必要があることなどがわかり、災害時の市全体で取り組む姿なのだと認識させられた有意義な視察でした。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。